

ID: 199

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	占用等の期間の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市法定外公共物管理条例 第6条第3項		
例 規 番 号	平成17年条例第142号		
【根拠条文】 (許可等の期間及び更新) 第6条 前条に基づく許可(以下「占用等の許可」という。)の期間は、5年以内で定めるものとする。ただし、電柱、電線、水道管、下水道管その他これらに類する施設の敷地の用に供する場合及び市長が特に必要と認めたものについては、10年以内で定めることができる。 2 生産物の採取の許可の期間は、その都度市長が定める。 3 占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)が、前2項の占用等の許可の期間満了後引き続いて占用等をしようとするときは、期間の満了する日の30日前までに市長に対し更新の申請をしなければならない 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日